

公益財団法人 旭硝子財団

2023年度 日本人奨学生募集要項

1. 旭硝子財団の奨学事業概要

旭硝子財団は、人類が真の豊かさを享受できる持続可能な社会および文明の創造に寄与することを目的とし活動しています。旭硝子財団の奨学事業は、産業、経済及び社会の進歩、向上を担う優れた人材を育成するために、優秀な大学院修士・博士課程の学生に、返済義務のない給与奨学金を支給し、指導助言も提供するプログラムです。

2. 奨学生の資格要件

- (1) 2023年4月現在、修士(博士前期)課程 第1学年あるいは博士(博士後期)課程 第1学年に在籍する日本国籍を有する学生(専門職学位、医学、歯学、獣医学、6年制薬学系の専攻を除く)
 - (2) 品行方正、学術に優れ、健康であり、学資の支援が必要と認められる者
 - (3) 独自の発想に基づき、社会に有用で波及効果も高い研究テーマに意欲的に取り組む者
 - (4) 持続可能な社会の実現に向けて取り組む意欲が高い者
 - (5) 2023年4月以降、当財団の奨学金支給期間中は、他機関より月額12万円以上の給付型奨学金等を受けていない者
- ※社会人学生は原則応募いただけませんが、学生の身分を保有したまま、大学などから報酬を受ける場合は実働時間及び報酬額によって応募可否が変わります。都度お問い合わせ下さい。
- (6) 2023年7月20日(木)に開催予定の奨学金授与式(兼制度説明会)に参加できる者

3. 採用予定人数

30名(人文・社会科学系、自然科学系別の採用枠は設けず、推薦された応募者全体から修士課程(博士前期課程) **20名程度**、博士課程(博士後期課程) **10名程度**を採用予定です)

* 推薦依頼大学院から、**推薦枠(別表)**に基づき推薦された学生より選考します。

* 当財団の修士課程奨学生が博士課程に進学する場合は、前記推薦枠を超えた推薦も受け付けます。

4. 奨学金支給内容

(1) 支給額

修士 月額 10万円、博士 月額 12万円

海外研究活動支援奨学金 上限20万円 (1回/年、奨学金支給期間内のみ)

* 海外での学会発表、調査活動、短期留学等、当財団が認めた活動を行う場合に支給します。

(2) 支給期間 2023年4月以降、在籍する大学院の正規の修学期間

ただし、修士課程は2年間、博士課程は3年間で限度とします。

(3) 支給方法 原則、毎月一定日に銀行振込にて支給します。

当財団の奨学金は、全額を支給するもので、返還義務はありません

また、出捐母体のAGC株式会社への付帯義務を負うものではありません。

5. 応募の要領

各推薦依頼大学院からの案内に従って、応募して下さい。(学生本人からの直接の応募や質問は受付できません)

6. 奨学生の選考と採用内定／採用

(1) 選考方法

奨学生の資格要件に基づき、書類選考により決定します。

(2) 結果通知および授与式

応募者全員の選考結果を、7月初旬に各推薦依頼大学院に通知します。採用内定奨学生は当財団が別途指定する所定の手続きをお願いします。2023年7月20日(木)の奨学金授与式にて採用通知(証書)を授与し、制度説明も行いますので、採用内定奨学生は必ず出席して下さい。

7. 採用後の奨学生の義務

(1) 奨学金支給期間中は、在籍大学院で所定の学業、研究に精勤すること

(2) 奨学金支給期間中の毎年9月末頃に活動報告書を、毎年3月末頃に活動報告書と成績証明書等を提出すること

(3) 奨学金支給期間中は、止むを得ない事情のないかぎり、当財団指定の行事に参加すること
(交通費は当財団規程により支給します。年間2回程度を予定しています)

(4) 当財団から送信するメールを適宜確認し、指定期間内に回答すること

(5) 学籍、修学状況や生計の変化が生じた際には、速やかに当財団に報告すること

8. 個人情報の取り扱い

ご提出いただいた応募にかかわる一切の個人情報は、選考に関する手続き(審査と当財団からの連絡)のためのみに使用するという当財団の方針に同意した上でご応募下さい。

(別表) 2023年度 日本人奨学生 推薦依頼大学院と推薦枠

推薦依頼大学院	推 薦 枠			
	人文・社会科学系		自然科学系	
	修士	博士	修士	博士
北海道大学	1	1	1	1
東北大学	1	1	1	1
筑波大学	1	1	1	1
千葉大学	1	1	1	1
東京大学	1	1	1	1
東京工業大学	—	—	1	1
一橋大学	1	1	—	—
慶應義塾大学	1	1	1	1
成蹊大学	1	1	1	1
東京理科大学	—	—	1	1
立教大学	1	1	1	1
早稲田大学	1	1	1	1
横浜国立大学	1	1	1	1
長岡技術科学大学	—	—	1	1
名古屋大学	1	1	1	1
京都大学	1	1	1	1
京都工芸繊維大学	—	—	1	1
大阪大学	1	1	1	1
神戸大学	1	1	1	1
広島大学	1	1	1	1
九州大学	1	1	1	1
九州工業大学	—	—	1	1

《よくいただくお問合わせ》

Q 1. 応募資格に修士第1学年、博士第1学年とありますが、2学年（3学年）生は応募できますか？

A. 当財団は、できるだけ学籍期間を通して奨学生の支援をしたいと考えています。2023年4月1日現在で、修士第1学年及び博士第1学年の方のみが対象ですので、ご応募いただけません。

Q 2. 入学が4月ではなく、秋季入学でも応募できますか？

A. 2022年秋季に修士課程の第1学年又は博士課程の第1学年に入学した方も応募可能です。ただし、当財団の予算年度の制約で、2023年4月1日より以前に遡及した支給は致しません。2022年秋季に博士課程第1学年に進学した修士奨学生も応募可能ですが、同様に2023年4月1日より以前に遡及した博士課程の奨学金の支給は致しません。

Q 3. 「持続可能な社会の実現に向けて取り組む意欲が高い者」として、具体的に求められるものはありますか？

A. 現在取り組んでいる研究テーマが、必ずしも直接「持続可能な社会の実現」を目指していなくても結構ですが、そのような活動の実績や今後の研究や活動に向けての抱負は、選考評価の対象となります。

Q 4. 収入に関する証明書は誰のものを出せばよいでしょうか？

A. 応募者の家計を支えている方、全員のものをご提出下さい。収入の有無にかかわらず、父母の状況は必ず記入して下さい。

Q 5. 「特別研究員」や「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ」、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」に基づく研究支援制度に採用された場合、本奨学金と併給できますか？

A. これらの制度の支援が手厚いことから、残念ながら本奨学金との併給は認められません。奨学金支給期間中にこれらの制度に採用された奨学生は、速やかに財団に届け出て、奨学金受給辞退の手続きをしていただきます。